

第九管区海上保安本部公示第21号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年5月2日

第九管区海上保安本部長

猪瀬 雅樹 （公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 輪島市

住 所 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 輪島市鵜入漁港及び光浦漁港（下図に示すとおり）

期 間 令和7年5月26日から令和7年6月13日までのうち3日間

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機及び航空レーザによる測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

